

3. 3000円分の神奈川県収入証紙を貼り付けます（4つの枠のうち貼付位置は自由）。※収入印紙や、横浜市等の他自治体の収入証紙では受付できません。

（収入証紙）

第1号様式（第2条関係）（表）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

教諭職員並通称免許状授与等申請書

申請書は、申請免許1件につき1枚ずつ必要です
 （ex：中学と高校の免許状を1件ずつ（計2件）申請する場合、申請書は2枚、収入証紙も3,300円×2セット必要です）。

令和〇年〇月〇日

神奈川県教育委員会

申請者 住 所 神奈川県〇〇市△△1-2-3

氏名（自署）は、手書きでご記入ください
 （コピー不可）

氏 名 免許 太郎
 （自 署）

電話番号（昼間の連絡先）

（〇〇〇）〇〇

「中学校」「高等学校」の場合のみ、今回新たに取得する教科を記載
 ※幼稚園・小学校・養護・栄養の場合は空欄

「幼稚園」「小学校」「中学校」「高等学校」「養護」「栄養」のいずれか
 ※今回新たに取得する免許状の種類を記載

教育領域の追加の定め)について、別紙教育「専修」「一種」「二種」のいずれかを記載 第3号

普通免許状の種類 教諭 免許状 教科、領域又は事項 ()

ふりがな	めんきょ たろう	〇〇 歳	男・女
氏 名	免許 太郎	生年月日	昭和〇〇年〇月〇日
		本籍地	神奈川県・道・府・県

学	学 校 名	学部科・専攻名	修 学 期 間	卒業・修了の別
	神奈川県立〇〇高等学校	普通科	〇〇年〇月 ~ 〇〇年〇月	卒業
	〇〇大学	〇〇学部 〇〇学科	〇〇年〇月 ~ 〇〇年〇月	卒業
	〇〇大学通信教育部	〇〇学部 〇〇学科	〇〇年〇月 ~ 〇〇年〇月	在学中

歴

学歴は、「高等学校」以降を記載してください。

「卒業」：専門学校・大学等卒業済の場合
 「修了」：科目等履修修了済・大学院修了済の場合
 「在学中」：現在も在学中の場合
 「退学」：中途退学した場合

- 備考
- 普通免許状の種類は、教諭の前には小学校、中学校、高等学校等の学校種別を、教諭と免許状の間には専修、一種、二種のいずれかを記入して下さい。
 - 教科、領域又は事項()は、中学校、高等学校、特別支援学校教諭等、免許状に教科等の種類がある場合に、括弧内に記入して下さい。
 - 所有する免許状は、既に教員免許状を所有する場合に必ず記入して下さい。(裏面)

(裏)

(所有する免許状)

免許状の種類 (教科・領域等)	免許状番号	授与年月日	授与権者 (教育委員会)	免許状記載の 氏名	免許状記載 の本籍地
(記載例) 高等学校 教諭 一種免許状(国語)	平10高一種 第08140号	平成11年 3月31日	神奈川 都・道 府・県	免許 太郎	東京 都・道 府・県
教諭 免許状()	第 号	年 月 日	都・道 府・県		都・道 府・県
教諭 免許状()	第 号	年 月 日	都・道 府・県		都・道 府・県
教諭 免許状()	※既に取得済みの <u>教員免許状</u> について <u>全て</u> 記載 (テキスト入力可) ※保育士証、司書教諭修了証書、保健師免許証、栄養士免許証、介 護福祉士資格 等、教員免許状以外の資格については記載しないで ください。				都・道 府・県
教諭 免許状()					都・道 府・県
教諭 免許状()					都・道 府・県
教諭 免許状()	第 号	年 月 日	都・道 府・県		都・道 府・県
教諭 免許状()	第 号	年 月 日	都・道 府・県		都・道 府・県
教諭 免許状()	第 号	年 月 日	都・道 府・県		都・道 府・県
教諭 免許状()	第 号	年 月 日	都・道 府・県		都・道 府・県
教諭 免許状()	第 号	年 月 日	都・道 府・県		都・道 府・県
教諭 免許状()	第 号	年 月 日	都・道 府・県		都・道 府・県
教諭 免許状()	第 号	年 月 日	都・道 府・県		都・道 府・県
教諭 免許状()	第 号	年 月 日	都・道 府・県		都・道 府・県
教諭 免許状()	第 号	年 月 日	都・道 府・県		都・道 府・県
教諭 免許状()	第 号	年 月 日	都・道 府・県		都・道 府・県
教諭 免許状()	第 号	年 月 日	都・道 府・県		都・道 府・県

参 考 教育職員免許法第5条第1項第4号から第7号までの規定に該当する者とは、次に掲げる者をいいます。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者 (第4号)
- (2) 公立学校の教員であって、懲戒免職又は分限免職の処分を受けたことにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者 (第5号)
- (3) 国・公・私立学校の教員又は教育職員以外の者であって、免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者 (第6号)
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 (第7号)